

日本雑草学会会則案(改正後)の全文

(総 則)

第1条 本会は日本雑草学会と称する。

第2条 本会は会員相互の協力により、雑草および雑草の制御や利用の研究推進ならびにそれらと環境に関する学術の発展および技術の普及を図ることをもって目的とする。

第3条 本会は事務所を会長の所属する機関内に置く。また、会務の事務処理を行う事務支局を京都市上京区下立売通小川東入ル 中西印刷株式会社学会部内に置く。事務支局の行う事務は別途定める。

第4条 本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)講演会、シンポジウム、研究会などの開催。
- (2)会誌「雑草研究」「Weed Biology and Management」などの発行。
- (3)日本雑草学会賞の授与。
- (4)内外の関連学会、関連団体との協力。国際交流の推進。
- (5)その他本会の目的達成のために必要な事項。

(会 員)

第5条 本会の会員は正会員、名誉会員、賛助会員、団体会員で構成する。正会員は本会の趣旨に賛同して入会した個人とし、その中に、大学などの教育機関に学生・院生として在籍する学生会員、会員の権利が終身認められた終身会員を置く。名誉会員は本会に特別の功労のあった者で、会長が推挙し総会の承認を得た者とする。賛助会員は本会の趣旨に賛同し、事業を賛助するために入会した団体（または個人）とする。団体会員は会誌の配付を受けるために入会した団体または機関とする。

第6条 本会に入会を希望する者は、会長あて、住所、職業（所属機関）を記入した入会申込書に、1年分の会費をそえて提出する。退会しようとするものは、会長あて、退会届を提出する。ただし、退会の場合、すでに納めた会費は払いもどさない。

第7条 本会の会費は正会員は年 8,000 円、学生会員は年 4,000 円とする。会計年度開

始時に 20 年以上の会員歴のある 70 歳以上の正会員は、本人の申し出により終身会員となることができる。10 年以上の会員歴のある 60 歳以上の正会員は、会費 5 年分相当額の納入により終身会員となることができる。終身会員の年会費は無料とする。団体会員は英和両誌の場合は年 20,000 円とし、それぞれどちらかの場合は 15,000 円とする。なお、国外の正会員および賛助会員の会費は別途にこれを定める。

第 8 条 会員は以下の権利をもつ。

- (1)和文誌の冊子体の配付を受ける。
- (2)英文誌のオンラインジャーナルを利用する。
- (3)会誌に投稿する。
- (4)講演会に参加し研究発表等を行う。
- (5)役員を選挙し、また役員に選任される。ただし、国内に居住する正会員に限る。
- (6)日本雑草学会賞を受けることができる。また他団体の行う褒賞等に候補者として推薦を受けることができる。
- (7)ただし、名誉会員、賛助会員、団体会員については英文誌の冊子体の配布を受ける権利をもち、賛助会員、団体会員は本条(2)～(6)項の適用を受けない。なお、国外の正会員および賛助会員の権利は別途にこれを定める。

(役員等)

第 9 条 本会に次の役員等を置く。会長 1 名、副会長 2 名、評議員 (別途定められた数)、会計監査 2 名、幹事長 1 名、庶務幹事、その他幹事各若干名、役員任期は 2 年とする。ただし重任を妨げない。また、必要に応じ顧問を置くことができる。

第 10 条 会長は会務を総理し、本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長支障ある場合これに代わる。評議員は重要な会務を審議決定する。会計監査は会計を監査する。顧問は重要な会務について会長の諮問に答える。幹事長および幹事は評議員会等で承認された会務の処理にあたる。

第 11 条 会長は別途定めるところにより評議員の無記名投票により国内の正会員から選出する。副会長および会計監査は評議員会で選出する。評議員は別に定めるところによって、国内の正会員の投票により正会員のうちから選出する。ただし、会長は学会運営に必要と認めた場合評議員会の承認を経て評議員若干名を指名することができる。幹事長および幹事は会長の指名により定める。

第 12 条 第 4 条に定める事業を遂行するため重要な会務および事業についてそれぞれ委員会を置く。委員長，委員会幹事および委員は会長の指名により定める。

(会 議)

第 13 条 本会の会議は総会，評議員会および幹事会とする。

第 14 条 総会は年 1 回開催する。会長が必要と認める場合は臨時総会を開くことができる。総会の議決は出席者の過半数とする。

第 15 条 総会に付議する事項は以下の通りとする。

- (1)会則の変更。
- (2)事業報告および収支決算。
- (3)事業計画および収支予算。
- (4)その他必要と認める事項。

第 16 条 評議員会は会長，副会長および評議員によって構成される。議長は会長とする。

評議員会は必要に応じて会長が招集する。評議員会は下記の事項を審議決定する。

- (1)総会に付議する事項。
- (2)その他事業遂行上重要な事項。

評議員会は構成員の 2/3 の出席をもって成立する。ただし，書面をもって評決を委任したものは出席者とみなす。議決は出席者の過半数によるが可否同数の場合には議長がこれを決定する。

第 17 条 幹事会は会長，副会長，幹事長，庶務幹事，および各委員会の代表者により構成され，総会あるいは評議員会から付託された事項および別途定められた事項について審議決定し，会務を処理する。

(会 計)

第 18 条 本会の会計年度は毎年 3 月 1 日～翌年 2 月末日とする。

第 19 条 本会の経費は会費およびその他の収入をもってこれに充てる。

(支 部)

第 20 条 本会は評議員会の承認を得て支部を置くことができる。また雑草研究を目的とした地域研究会と組織的協力を行うことができる。

(付 則)

本会則の改正は平成 28 年 3 月 1 日より実施する。

昭和 50 年 4 月 23 日決定

昭和 53 年 4 月 7 日改正

昭和 54 年 4 月 6 日改正

昭和 56 年 7 月 20 日改正

昭和 58 年 6 月 4 日改正

昭和 61 年 4 月 2 日改正

昭和 63 年 4 月 7 日改正

平成 5 年 4 月 6 日改正

平成 8 年 4 月 20 日改正

平成 9 年 4 月 17 日改正

平成 13 年 4 月 14 日改正

平成 16 年 4 月 17 日改正

平成 20 年 4 月 19 日改正

平成 24 年 4 月 4 日改正

平成 25 年 4 月 13 日改正

平成 27 年 4 月 18 日改正